

延べ47名に  
ご参加頂きました

## 【お知らせ】避難計算演習半日セミナー開催報告

### ■避難計算演習半日セミナー(計4回)の開催が無事終了致しました！！

今年度より開始しました「避難計算演習半日セミナー(初級編)」(小規模な共同住宅の事例演習)に多くのお客様にご参加いただき誠にありがとうございました。

当初の計画では6～9月に計3回の開催を予定しておりましたが、ご好評につき第4回目を追加開催できましたこと大変ありがたく存じます。

セミナー参加者からいただいたご意見を踏まえ、来年度には「避難計算演習セミナー(中級編)」を開催することが決定しました。中級編ではホテルやレストランなどの用途で、2つ以上の階段があるプランを用いた事例演習を行う予定です。

是非、来年度も奮ってのご参加をお待ちしております。



#### □今年度のセミナー(初級編)

① 6月28日 木 9:30-12:00

③ 9月6日 木 9:30-12:00

② 7月19日 木 9:30-12:00

④ 追加開催  
10月26日 金 14:00-17:00

開催済

#### □来年度のセミナー(中級編)

◎来年2019年に、避難計算演習半日セミナー(中級編)の開催を予定しております。詳細については、決定次第メルマガ等にて、お知らせいたします。

開催  
決定

#### 参加者の声をご紹介します

初心者でも分かりやすい内容でした。

演習をしながら、少しずつ区切った解説があったため、理解しやすかった。

共同住宅だけでなく、他のプランについても事例演習がしてみたい。

## 【内規紹介Vol.3】共同住宅の避難ハッチの設置位置について

防災計画評定に関する、当法人の内規について解説する内規紹介シリーズ。Vol.3では共同住宅の避難ハッチの設置位置についてご説明します。

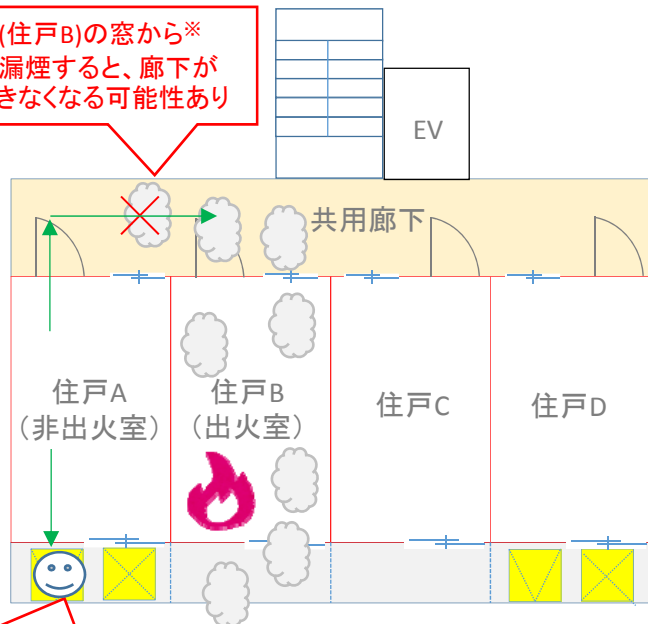
当法人では、避難上有効なバルコニーに設置している避難ハッチについて、原則、端部住戸への設置を推奨しています。端部住戸に避難ハッチがない場合には、火災発生時に非出火室(火災室以外)で避難できなくなる住戸が発生するおそれがあるためです。(下記に原則プランを例示します。)

### 原則：避難ハッチは端部住戸に設ける

#### 原則

#### 【端部住戸に設置の場合】

火災室(住戸B)の窓から※廊下へ漏煙すると、廊下が通行できなくなる可能性あり

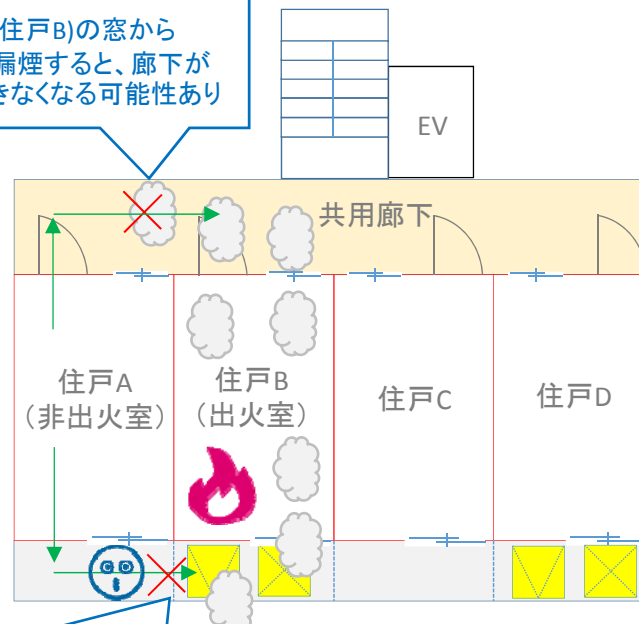


バルコニー側からは、避難ハッチを用いて避難可能

※廊下に面した窓は、換気等の理由により窓が開放されている可能性があり、廊下への煙流入の原因となりやすい。

#### 【端部住戸以外に設置の場合】

火災室(住戸B)の窓から廊下へ漏煙すると、廊下が通行できなくなる可能性あり



(もし端部住戸に避難ハッチがないと...)

住戸Bの開口部からバルコニーへ煙が噴出し、避難ハッチが使用できなくなってしまう(住戸Aからの避難経路がなくなってしまう)

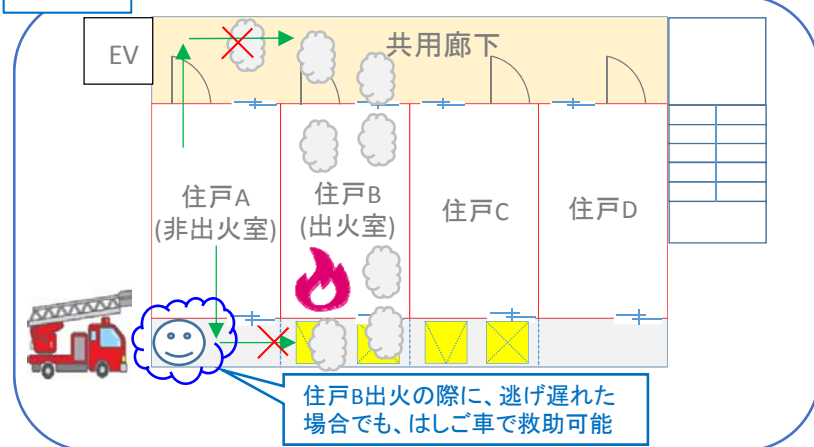
(次頁へつづく)

## 【内規紹介Vol.3】共同住宅の避難ハッチの設置位置について(つづき)

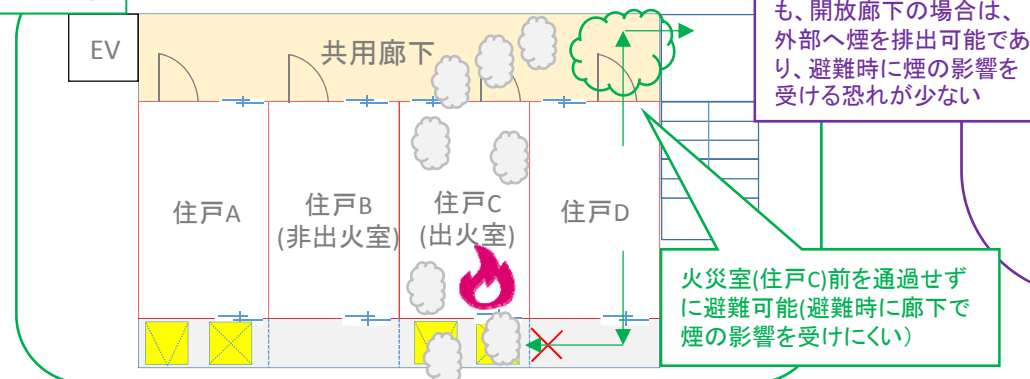
バルコニーの奥行きが確保できない等の計画上の理由で、端部住戸に避難ハッチを確保することは難しい場合も見受けられます。その場合、下記のいずれか1つの条件を満たしていれば、避難計画あるいは消防(救助)活動によってカバーできるため、避難ハッチは端部住戸に設けなくても良いこととしています。

- 条件①: バルコニーに、はしご車が架梯可能である。
- 条件②: 避難ハッチ設置住戸が火災の場合でも、その影響を受けずに階段に避難できる。
- 条件③: 廊下の開放性が高く、かつ、廊下に面して玄関扉以外の開口部がない。

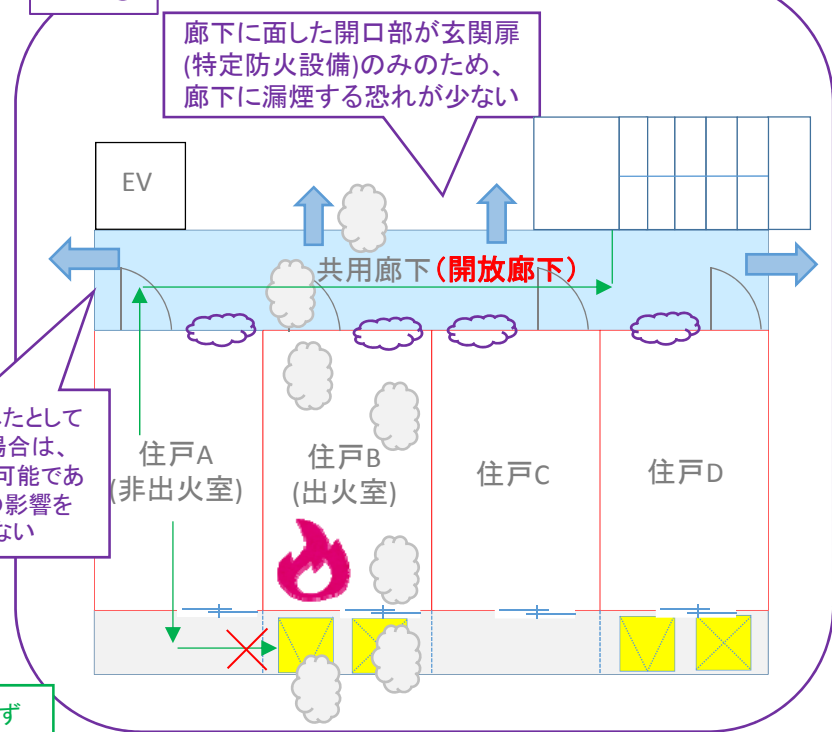
### 条件①



### 条件②



### 条件③



## 【お知らせ】防災評定ダウンロード資料の更新について

### 防災計画書作成要領

[http://www.gbrc.or.jp/building\\_confirm/bosai\\_hyotei/](http://www.gbrc.or.jp/building_confirm/bosai_hyotei/)



「防災計画書作成要領」の区画図の凡例の頁(p12,13)を更新しました。  
 主な変更点は下記のとおりです。今後、この凡例を参考に区画図の作成をお願いします。

#### 【主な変更点】

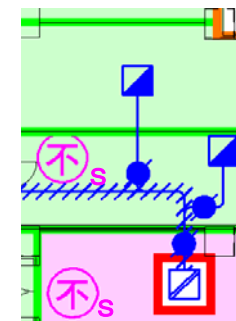
- 開口部の凡例を性能に応じて区分  
 (常開 or 常閉 / 遮煙性能の有無 / 開き戸 or シャッター 等)
- 防火設備の該当条文の変更  
 (令112条第14項 → 第13項に変更(2018.9.25の法改正に伴う))

- 機械排煙の凡例を追加  
 (排煙口、排煙ダクト、ダンパー、耐火ダクト)

機械排煙の範囲		排煙口		排煙ダクト、ダンパー
				耐火ダクト

#### <開口部の凡例>

特	特定防火設備(常時閉鎖式) 令112条第13項第1号	] 遮煙性能無し	] 開き戸	] 常閉	
防	防火設備(常時閉鎖式) 令112条第13項第1号				
不	不燃扉(常時閉鎖式)	] 遮煙性能有り 煙	] □		
特煙	特定防火設備(常時閉鎖式) 遮煙性能有り				
防煙	防火設備(常時閉鎖式) 遮煙性能有り	] 遮煙性能無し	] EV扉		
特炎EV	特定防火設備(EV扉) 遮煙性能有り(遮煙性能無し)				
特煙EV	特定防火設備(EV扉) 遮煙性能有り	] 遮煙性能有り 煙	] □EV		
防煙EV	防火設備(EV扉) 遮煙性能有り				
特F	特定防火設備(随時閉鎖式、熱感知器連動) 令112条第13項第1号	] 熱感 F	] 開き戸		] 常開
特S	特定防火設備(随時閉鎖式、煙感知器連動) 令112条第13項第1号				
不S	不燃扉(随時閉鎖式、煙感知器連動)	] 煙感 S	] ○		
特煙S	特定防火設備(随時閉鎖式、煙感知器連動) 遮煙性能有り				
防煙S	防火設備(随時閉鎖式、煙感知器連動) 遮煙性能有り	] 遮煙性能有り 煙	] シャッター		
特煙S	特定防火設備(防火防煙シャッター、煙感知器連動) 遮煙性能有り				
防煙S	防火設備(防火防煙シャッター、煙感知器連動) 遮煙性能有り		⊙		



機械排煙(記載例)

(次頁へつづく)

## 【お知らせ】防災チェックリストについて

### 防災チェックリスト

防災チェックリストを「共同住宅用」と「ホテル、その他用」の2つの書式に分けました。  
HPから最新の書式をダウンロードしてご利用いただくようお願いします。



クリック

#### 【共同住宅用】

建築防災計画評価 チェックリスト(誤記、記載漏れなど)【共同住宅】

案件名/設計者名

あらかじめ下記のチェックを行った上で、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 防災センター(1)	<input type="checkbox"/> 管理人在室時間および人数の明記 (週○回、○時～○時の間に○時間程度、○人など)
	<input type="checkbox"/> 防災センター(30㎡以下のものを含む)に非常照明が設置されているか
	<input type="checkbox"/> 各章における防災センター名称の統一(1章) □ 名称の統一(2章)

#### 【ホテル、その他用】

建築防災計画評価 チェックリスト(誤記、記載漏れなど)【ホテル、その他】

案件名/設計者名

あらかじめ下記のチェックを行った上で、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 防災センター(1)	<input type="checkbox"/> 防災センター委員(従業員等)の在室時間および人数の明記 (例①:24時間、○人常駐) (例②:営業時間中(○時～○時)、○人在駐)
	<input type="checkbox"/> 防災センター(30㎡以下のものを含む)に非常照明が設置されているか
	<input type="checkbox"/> 各章における防災センター名称の統一(1章) □ 名称の統一(2章)

[http://www.gbrc.or.jp/building\\_confirm/bosai\\_hyotei/](http://www.gbrc.or.jp/building_confirm/bosai_hyotei/)



#### 【編集後記】

先日「火災科学セミナー」に参加したところ、携帯のモバイルバッテリーからの火災事例が増えているとのことでした。例えば、バッテリーを充電したまま外出したところ絶縁劣化により発熱し出火、床に落とした時の衝撃で発煙し出火、等の事例が報告されているそうです。私も先日の台風で自宅が停電した後、すぐモバイルバッテリーを購入したところですので他人事ではありません。皆様も取扱いに十分ご注意ください。

## 【ご紹介】委員会スケジュールについて

今後の委員会日程は下記のとおりです。HPにも掲載しております。  
([http://www.gbrc.or.jp/building\\_confirm/committee/](http://www.gbrc.or.jp/building_confirm/committee/))

	12月	1月	2月	3月
防災計画評価委員会	17, 21	25	21	未定

(3月以降は未定)

	12月	1月	2月	3月
避難・耐火性能評価委員会	21	25	19	29

(※2018/11/26現在)

## 【お知らせ】申請者等変更手続きについて

防災評価や性能評価の受付から、防災計画評価書・大臣認定書取得までの間に、会社名、代表者名、所在地等に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。  
変更が生じましたら早急に下記担当者までお知らせ下さい。



発行者: 一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評価センター 性能評価課 避難・防災グループ  
担当: 中野、中道、長野  
TEL: 06(6966)7600 FAX: 06(6966)7680  
E-mail: seinou2@gbrc.or.jp